○厚生労働省告示第二百七十九号

精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（平成十年厚生省令第十二号）第五条第一号ヲ及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成二十三年文部科学省令第三号）第一条第八項の規定に基づき、精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五条第一号ヲ及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第八項に規定する厚生労働大臣が別に定める基準を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十三年八月五日　厚生労働大臣　細川　律夫

精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五条第一号ヲ及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第八項に規定する厚生労働大臣が別に定める基準

精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五条第一号ヲ及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第八項に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、次のとおりとする。

一　精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五条第一号ヲ及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第八項に規定する講習会（以下「精神保健福祉士実習指導者講習会」という。）を行う者は、法人であること。

二　精神保健福祉士実習指導者講習会の内容は、別表に定めるものを必ず含むこと。

三　精神保健福祉士実習指導者講習会を行う者は、当該講習会の課程を修了した者に対し、別記様式による精神保健福祉士実習指導者講習会修了証を交付すること。

別表

科目	履修方法	時間数
精神保健福祉援助実習指導概論	講義	一
	演習	一
現場実習マネジメント論	講義	一・五
	演習	一
実習スーパービジョン論	講義	二・五
	演習	一
実習指導方法論―総論	講義	二
	演習	一
実習指導方法論―各論	講義	一・五
	演習	二
合　計		十四・五

別記様式

精神保健福祉士実習指導者講習会修了証

フリガナ		生年月日
氏　名		
住　所		

上記の者は、精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（平成10年厚生省令第12号）第５条第１号ヲ及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成23年文部科学省令第３号）第１条第８項に規定する講習会の課程について、次のとおり修了したことを証明する。

科目名	時間数
合計	

平成　年　月　日

所在地

法人・機関名

法人・機関代表者名　　印

○厚生労働省告示第二百八十号

精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（平成十年厚生省令第十二号）第五条第一号ト⑷及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成二十三年文部科学省令第三号）第一条第三項第四号の規定に基づき、精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五条第一号ト⑷及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第三項第四号に規定する厚生労働大臣が別に定める者を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十三年八月五日　厚生労働大臣　細川　律夫

精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五条第一号ト⑷及び精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五条第一号ト⑷及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第三項第四号に規定する厚生労働大臣が別に定める者

精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五条第一号ト⑷及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第三項第四号に規定する厚生労働大臣が別に定める者は、精神保健福祉士の資格を有する者であって、精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五条第一号ト⑷及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第三項第四号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準（平成二十三年厚生労働省告示第二百八十一号。以下「基準告示」という。）に定める基準を満たす講習会において基準告示別表演習分野の項又は実習分野の項に定める科目を修めたものとする。